

# 第35期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成28年5月26日(木曜日)午前10時

## 開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 3階「富士」

## 決議事項

- 第1号議案 当社とユニグループ・ホールディングス株式会社との吸収合併契約承認の件
- 第2号議案 当社と株式会社サークルKサンクスとの吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役11名選任の件
- 第5号議案 吸収合併及び吸収分割に伴う取締役4名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件
- 第7号議案 吸収合併及び吸収分割に伴う監査役2名選任の件
- 第8号議案 役員退職慰労金の支給時期変更の件

(証券コード 8028)  
平成28年5月4日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
**株式会社ファミリーマート**  
代表取締役社長 中山 勇

## 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧くださいまして、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使方法について

#### 【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案についての賛否をご表示のうえ、きたる平成28年5月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

#### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

同封の「議決権行使のお願い」をご参照のうえ、インターネット(<http://www.web54.net>)等により、きたる平成28年5月25日（水曜日）午後6時までに各議案についての賛否をご登録ください。

敬具

## 記

1. 日 時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 3階「富士」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第35期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第35期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 当社とユニーグループ・ホールディングス株式会社との吸収合併契約承認の件
  - 第2号議案 当社と株式会社サークルKサンクスとの吸収分割契約承認の件
  - 第3号議案 定款一部変更の件
  - 第4号議案 取締役11名選任の件
  - 第5号議案 吸収合併及び吸収分割に伴う取締役4名選任の件
  - 第6号議案 監査役1名選任の件
  - 第7号議案 吸収合併及び吸収分割に伴う監査役2名選任の件
  - 第8号議案 役員退職慰労金の支給時期変更の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
  3. 次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知及び株主総会参考書類別冊には記載しておりません。
    - (1) 当社の連結注記表及び個別注記表
    - (2) 第1号議案に記載すべき事項のうち、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の最終事業年度に係る連結注記表及び個別注記表
    - (3) 第2号議案に記載すべき事項のうち、株式会社サークルKサンクスの最終事業年度に係る個別注記表
  4. 本招集ご通知においては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部を添付しております。
  5. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト  
<http://www.family.co.jp/>

## 第1号議案 当社とユニーグループ・ホールディングス株式会社との吸収合併契約承認の件

当社とユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニーグループHD」といいます。）は、平成27年10月15日に、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書を締結し、本経営統合に向けた協議を行ってまいりました。

その後、両社は、平成28年2月3日に、当社を吸収合併存続会社、ユニーグループHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）に関する吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結いたしました。つきましては、本吸収合併契約のご承認をお願いいたしたく存じます。本吸収合併を行う理由、本吸収合併契約の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

なお、本吸収合併の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成28年9月1日（予定）に生ずることといたします。

### 1. 本吸収合併を行う理由

当社は、「あなたと、コンビニ、ファミリーマート」をスローガンに、利便性に加え、「気軽なこころの豊かさ」を提案することで選ばれるチェーンを目指しております。コンビニエンスストア（以下「CVS」といいます。）事業においては、国内では、すべての加盟店の成長力及び収益力の向上を目指し、積極出店の継続と共に、商品・運営面での各施策に取り組んでおります。さらに、平成32年を見据えた更なる成長に向けて、戦略テーマ「Fun & Fresh」を新たに掲げ、新しい生活スタイルを創造する次世代のCVS像を提案してまいります。海外では、アジアを中心に日本発祥のCVSチェーンとして蓄積してきた独自のノウハウやビジネスモデルを浸透させることで、積極的な店舗展開と、地域の特性に合わせた商品開発や品揃え拡充による売上の最大化に努めております。

一方、ユニーグループHDは、「ミッション」、「ビジョン」、「共有価値観」を理念に、中部地方を地盤として全国で事業を展開しております。大商圏に対しては総合小売事業を営むユニー株式会社が『新生活創造小売業』の実現を目指し「アピタ」、「ピアゴ」を、小商圏に対してはCVS事業を営む株式会社サークルKサンクス（以下「サークルKサンクス」といいます。）が、『いちばんの満足をあなたに』という経営ビジョンを掲げ、「サークルK」及び「サンクス」を、加えて、都市型ミニスーパー事業を営む株式会社99イチバが「miniピアゴ」を展開し、それぞれの持つノウハウや商品調達、商品開発、物流等において相互に連携することで、競争力の強化、成長機会の獲得を目指しております。また、その他に、グループでは、アパレルの専門店事業のほか、総合金融サービス事業などの事業を展開しております。また、ユニーグループHDは拡大するアジア地域のマーケットを取り込むべく、日本で培ったお客様満足を第一に考える店舗作りを海外に広げています。

近年、国内の小売事業環境は大きく変化しています。総人口の減少による市場規模の縮小や、CVSの出店競争、ドラッグストア、同業に加え量販店や百貨店等の異業態との競争激化という厳しい経営環境の一方で、利便性や差別化された商品を志向する消費者が増えており、新たな発想による事業機会が生まれています。海外においては、景気変動の影響を受けつつも、日本で発展したCVSという業態が着実に根付いています。経済発展とともに、小売業態全般に競争は厳しくなりますが、独自の価値を提供していくことでの成長余地は依然として大きいと考えられます。

かかる状況の下、競争を勝ち抜くためには、両社の経営資源を結集し、新たな小売グループを形成することが必要であるとの結論に至りました。

本吸収合併に基づく本経営統合により、両社の経営資源を結集し、お客様、フランチャイズ・オーナー、お取引先、株主、従業員に貢献できる企業となることを目指してまいります。

## 2. 本吸収合併契約の内容

当社とユニーグループHDが平成28年2月3日付で締結した本吸収合併契約の内容は、以下のとおりであります。

### 吸収合併契約書（写）

株式会社ファミリーマート（以下「甲」という。）及びユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、平成28年2月3日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
  - (1) 吸収合併存続会社  
（商号）株式会社ファミリーマート（平成28年9月1日付で「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社」に商号変更予定。）  
（住所）東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
  - (2) 吸収合併消滅会社  
（商号）ユニーグループ・ホールディングス株式会社  
（住所）愛知県稲沢市天池五反田町1番地

#### 第2条（本吸収合併に際して交付する金銭等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に0.138を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.138株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

#### 第3条（甲の資本金及び準備金の額）

本吸収合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

#### 第4条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年9月1日とする。ただし、本吸収合併の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

## 第5条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

## 第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

## 第7条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第8条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条に定める甲若しくは乙の株主総会における承認を得られなかったとき、又は、甲及び株式会社サークルKサンクスとの間の平成28年2月3日付吸収分割契約書第6条に定める甲の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

## 第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月3日

甲：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 中山 勇 印

乙：愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
ユニーグループ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 佐古 則男 印



### 3. 会社法施行規則第191条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本吸収合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項

1) 本吸収合併に係る割当ての内容

当社は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時におけるユニーグループHDの株主に対し、その保有するユニーグループHDの普通株式1株につき、当社の普通株式0.138株の割合をもって当社の普通株式を割り当てます。

	当社 (吸収合併存続会社)	ユニーグループHD (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る 割当比率	1	0.138

(注1) 本吸収合併により交付する当社の株式数（予定）：普通株式：31,754,417株（うち2,761,063株は当社が保有する自己株式）。なお、本吸収合併により交付する当社の株式数は、ユニーグループHDの自己株式数の変動等により今後修正される可能性があります。

(注2) ユニーグループHDが保有する自己株式（平成28年2月29日現在：3,767,479株）については、本吸収合併による株式の割当ては行いません。

(注3) 本吸収合併に伴い、ユニーグループHDの普通株式を725株未満所有している株主の皆様は、本吸収合併により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる見通しであり、その場合、当該単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所において売却することはできません。当該単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取制度（所有する単元未満株式を当社が買い取らせていただく制度）並びに会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づく単元未満株式の買増制度（所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当社に請求することができる制度）をご利用いただくことができます。

(注4) 本吸収合併に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるユニーグループHDの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

## 2) 本吸収合併に係る割当ての内容の根拠等

## ア. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びユニーグループHDは、それぞれ、各第三者算定機関による算定結果、両社の財務状況、株価状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記「1) 本吸収合併に係る割当ての内容」に記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

## イ. 算定に関する事項

## (ア) 算定機関の名称並びに当社及びユニーグループHDとの関係

本吸収合併の合併比率については、その公平性・妥当性を確保するため、当社はシティグループ証券株式会社（以下「シティグループ証券」といいます。）及び株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を、ユニーグループHDは野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

なお、当社及びユニーグループHDが依頼したそれぞれの第三者算定機関は、本吸収合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (イ) 算定の概要

各第三者算定機関の分析概要に関しましては、別紙「合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要」をご参照下さい。

## ウ. 公正性を担保するための措置

## (ア) 第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本吸収合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関であるシティグループ証券及びKPMG FASから本吸収合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。なお、当社は、第三者算定機関であるシティグループ証券及びKPMG FASから、本吸収合併における合併比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ユニーグループHDは、本吸収合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関である野村証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本吸収合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。なお、ユニーグループHDは、第三者算定機関である野村証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本吸収合併における合併比率がユニーグループHDにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(イ) 外部の法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、当社の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は当社及びユニーグループHDとの間で重要な利害関係を有しません。

ユニーグループHDは、ユニーグループHDの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、ユニーグループHDの意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、ユニーグループHD及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

エ. 利益相反を回避するための措置

本吸収合併に際しては、当社とユニーグループHDの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

②吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加しません。この取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

(2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

〔株主総会参考書類別冊〕ユニーグループ・ホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」に記載のとおりです。なお、ユニーグループHDの最終事業年度に係る連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.family.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知及び上記別冊には記載しておりません。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）

当社及びサークルKサンクスは、当社を吸収分割会社、サークルKサンクスを吸収分割承継会社として、当社が営むCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業に関して有する権利義務を、サークルKサンクスに承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を平成28年2月3日付で締結し、その効力は本吸収合併の効力発生を条件として平成28年9月1日に発生する予定です。

## 合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要

### 1. 当社の各第三者算定機関による分析概要

#### (シティグループ証券)

シティグループ証券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価分析による算定を行い、また、市場株価分析に加え、両社の将来の事業活動の状況を株価に適切に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」又は「DCF法」といいます。）による算定も行いました。なお、市場株価分析については、平成27年10月13日（以下「シティ基準日①」といいます。）及び本経営統合等に関する一部報道機関での憶測報道がなされた日の前営業日である平成27年3月5日（以下「シティ基準日②」といいます。）を算定基準日として、シティ基準日①の終値、シティ基準日①から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の株価終値平均、また、シティ基準日②の終値、シティ基準日②から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定を行いました。

シティグループ証券がDCF分析による算定にあたり前提とした当社の事業計画は、対前年度比較にて大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、過去の出店効果の実現等により、平成31年2月期において対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。また、当社の事業計画は、本吸収合併の実施を前提としておりません。シティグループ証券がDCF分析による算定にあたり前提としたユニグループHDの事業計画は、対前年度比較にて大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成28年2月期においては前年度において当期純損失を計上しており対前年度比較で大幅な増益となり、平成29年2月期においては事業改革に伴う一時的な影響により対前年度比較で大幅な減益、平成31年2月期及び平成32年2月期においては事業改革の効果により対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。ユニグループHDの事業計画は本吸収合併の実施を前提としておりませんが、DCF分析によるユニグループHDの評価額には本経営統合の実施に伴い統合後の統合会社に発生が想定される、シナジー効果を算定の上、その一部を織り込んでおります。

各評価手法によるユニグループHDの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、以下のとおりです。

評価方法	合併比率の評価レンジ
市場株価分析（シティ基準日①）	0.136～0.139
市場株価分析（シティ基準日②）	0.121～0.133
DCF分析	0.128～0.161

(注) シティグループ証券による本吸収合併の合併比率に係る算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は、以下のとおりです。

シティグループ証券は、本吸収合併に係る合併比率算定書（以下「シティ算定書」といいます。）を作成するに当たっては、自らが検討した、公開情報、当社又はユニグループHDより提供された情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、その正確性及び完全性に依拠するものであって、独自にそれらの情報の正確性又は完全性についての検証を行っていません。また、シティ算定書は、当社若しくはユニグループHDの各株式の価値又は本経営統合その他本基本合意書により企図される他の取引（以下「本経営統合等」といいます。）に重大な影響を与え得る情報であって、シティグループ証券に対して開示されていないものが存在していないことを前提としています。さらに、シティ算定書の作成に当たり、シティグループ証券が検討又は前提とした当社及びユニグループHDの事業計画、財務予測その他の将来に関する情報については、これらがシティ基準日①時点で得られる当社又はユニグループHDの最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを当社の同意に基づき前提としております。シティグループ証券は、かかる前提についても独自の調査又は検証は行っておらず、その将来における実現可能性も含めて、シティグループ証券はかかる情報に関して如何なる責任も負うものではありません。また、シティグループ証券は、本経営統合等が、当社との間の協議において又は当社から提供を受けた資料にて説明されたあらゆる効果を有すること、本基本合意書に規定されたとおりに実行されること、及び本基本合意書の最終版がシティ算定書の作成日においてシティグループ証券に提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。シティグループ証券は、当社又はユニグループHDが、本基本合意書又はこれに関連する契約に規定された各自の義務を遵守し、シティグループ証券の分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。シティグループ証券は法律、会計又は税務の専門家ではなく、シティ算定書は、これらに係る如何なる助言又は意見も含むものではありません。シティ算定書は、本経営統合等を実行するに際して検討すべき法律上、会計上又は税務上の問題が、全て、必要に応じてそれぞれの信頼できる専門家の意

見を得た上で当社において適切に検討されていることを前提としています。さらに、シティ算定書においては、本経営統合等を除き、当社又はユニーグループHDが、それぞれの株式の価値又は本経営統合等に重大な影響を与え得る、資本的抛出、信用供与及びその他の取引を現在予定していないこと、並びに、その予定が今後も変わらないことを前提としています。また、本経営統合等の実行のために必要となり得る行政機関その他第三者による同意又は許認可に関して、それらが得られること、並びに、その取得の事実、又は、その取得の時期若しくは条件が、本経営統合等の実行により実現することが見込まれるユニーグループHDの利益又は本経営統合等実行後の当社又はユニーグループHDの株式価値にいかなる負の影響を与えるものでないことを前提としています。シティ算定書は、シティ基準日①現在の金融、市場、経済その他の情勢、並びに、同日までにシティグループ証券に提供され又はシティグループ証券が入手した情報に基づいています。当社とユニーグループHDとの間で今後締結され得る合併契約書、会社分割契約書その他の本経営統合に係る最終契約書の内容その他今後の状況の変化によりシティ算定書に記載された内容が影響を受けることがあり得ますが、シティグループ証券は、その内容を更新し、修正し、又は補足する義務を負いません。

シティ算定書は、当社に対して、当社が本吸収合併の合併比率を検討する際の参考情報を提供することのみを目的としており、シティ算定書は、当社に対して特定の合併比率により本吸収合併を含む本経営統合等を実行することを推奨するものではなく、また、当社又はユニーグループHDの各株主に対して本吸収合併又は本吸収分割に賛成すること又は賛成しないことを推奨するものでもありません。また、シティ算定書は、特定の合併比率に関しての当社又はユニーグループHDの各株主にとっての公正性に係るシティグループ証券の意見を含むものではありません。シティグループ証券は、当社のフィナンシャル・アドバイザーとして任用されており、シティ算定書の作成その他の業務の対価として、当社より報酬を受領する予定です。当該報酬には、本経営統合が当社及びユニーグループHDの各株主総会において承認されることを条件としたものも含まれています。さらに、当社は、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてシティグループ証券を補償することに同意しております。加えて、シティグループ証券及びその関係会社は、過去及び現在において、当社、ユニーグループHD及びそれらの関係会社に対して、シティ算定書の作成と直接関係しない投資銀行サービスを提供していることがあり、かかるサービスに関して、報酬を受領し、又は、将来において受領する可能性があります。また、シティグループ証券及びその関係会社は、その通常の業務の過程において、当社、ユニーグループHD及びそれらの関係会社に対して、証券取引及びその他の金融サービスを提供すること、又は、当社及びユニーグループHD並びにそれらの関係会社の有価証券を自己又は顧客の勘定で取引することがあり得ます。

## (KPMG FAS)

KPMG FASは、当社及びユニーグループHDが東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在していることから、両社の普通株式について株式市価法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を価値に反映する目的から、DCF法による算定を行いました。

KPMG FASがDCF分析による算定にあたり前提とした当社の利益計画は、対前年度比較にて大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、過去の出店効果の実現等により、平成31年2月期において対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいたためです。

また、KPMG FASがDCF分析による算定にあたり前提としたユニーグループHDの利益計画は、対前年度比較にて大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成28年2月期においては前年度において当期純損失を計上しており対前年度比較で大幅な増益となり、平成29年2月期においては事業改革に伴う一時的な影響により対前年度比較で大幅な減益、平成31年2月期及び平成32年2月期においては事業改革の効果により対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいたためです。

なお、KPMG FASがDCF法による算定で使用した当社の利益計画及びユニーグループHDのCVS事業に係る利益計画は、本吸収合併の実施を前提としておりますので、DCF法による当社及びユニーグループHDの評価額には、統合会社のCVS事業で発生が想定されるシナジー効果が織り込まれています。

KPMG FASは、株式市価法については、両社ともに、平成27年10月13日（以下「KPMG基準日①」といいます。）及び本経営統合に関する憶測報道があった平成27年3月6日の前取引日である平成27年3月5日（以下「KPMG基準日②」といいます。）を基準日として、各基準日の終値、各基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均値に基づき算定を行いました。

KPMG FASが各評価手法に基づき算出した合併比率（ユニーグループHDの普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式の割当株数）は、以下のとおりです。

評価方法	合併比率の評価レンジ
株式市価法（KPMG基準日①）	0.136～0.139
株式市価法（KPMG基準日②）	0.121～0.133
DCF法	0.114～0.143



KPMG FASは、上記合併比率の算定に際して両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、KPMG FASは、両社とその子会社・関連会社・非連結子会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

KPMG FASによる合併比率の算定は、平成27年10月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

## 2. ユニグループHDの各第三者算定機関による分析概要 (野村證券)

野村證券は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成27年10月13日（以下「野村基準日①」といいます。）及び平成27年3月5日（本件に関するリーク報道のあった日の前営業日、以下「野村基準日②」といいます。）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の各基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、各基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、各基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、各基準日までの直近5営業日間の終値平均値、及び各基準日終値を基に分析しております。）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ユニグループHDについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（野村基準日①及び野村基準日②を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるユニグループHD株式の各基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、各基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、各基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、各基準日までの直近5営業日間の終値平均値、及び各基準日終値を基に分析しております。）を、またユニグループHDには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、野村證券が類似会社比較法及びDCF法による算定の前提とした当社及びユニーグループHDの利益計画において、本経営統合によるシナジー効果は考慮しておりません。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法（野村基準日①）	0.136～0.139
市場株価平均法（野村基準日②）	0.121～0.133
類似会社比較法	0.095～0.129
DCF法	0.055～0.159

野村證券は、上記合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成27年10月13日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びユニーグループHDの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、過去の出店効果の実現等により、平成31年2月期において対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。

また、野村證券が類似会社比較法及びDCF法による算定の前提としたユニーグループHDの利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、今後実施するCVS事業及び総合小売事業の事業改革により、平成28年2月期においては前年度において当期純損失を計上しており対前年度比較で大幅な増益となり、平成29年2月期においては事業改革に伴う一時的な影響により対前年度比較で大幅な減益、平成31年2月期及び平成32年2月期においては事業改革の効果により対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。

### (三菱UFJモルガン・スタンレー証券)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ユニーグループHD及び当社について、両社株式にそれぞれ市場株価が存在することから市場株価分析を、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価と収益等を示す財務指標の比較を通じて両社の株式価値が算定可能であることから類似企業比較分析を、両社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF分析を、それぞれ採用して分析を行いました。各手法に基づく分析結果を総合的に勘案して本吸収合併の合併比率の分析を行っております。なお、市場株価分析については、平成27年10月13日を算定基準日（以下「三菱UFJMS基準日①」といいます。）として、ユニーグループHD及び当社の東京証券取引所市場第一部における三菱UFJMS基準日①の株価終値、及び三菱UFJMS基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値平均値、並びに本経営統合に関し憶測報道がなされた日（平成27年3月6日）の前日（平成27年3月5日）を算定基準日（以下「三菱UFJMS基準日②」といいます。）として、三菱UFJMS基準日②の株価終値及び、三菱UFJMS基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値平均値に基づいて分析しております。類似企業比較分析については、ユニーグループHD及び当社それぞれの類似する上場企業を抽出の上、企業価値／EBITDA倍率及びPERを用いて分析しております。DCF分析については、ユニーグループHD及び当社からそれぞれ提供された、本経営統合によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローン ベースの財務予測を算定の基礎といたしました。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の基礎とした当社の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、過去の出店効果の実現等により、平成31年2月期において対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が類似企業比較分析及びDCF分析による算定の基礎としたユニーグループHDの利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、今後実施するCVS事業及び総合小売事業の事業改革により、平成28年2月期においては前年度において当期純損失を計上しており対前年度比較で大幅な増益となり、平成29年2月期においては事業改革に伴う一時的な影響により対前年度比較で大幅な減益、平成31年2月期及び平成32年2月期においては事業改革の効果により対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。

本吸収合併において、吸収合併存続会社となる当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の分析結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の分析結果
市場株価分析（三菱UFJMS基準日①）	0.136～0.139
市場株価分析（三菱UFJMS基準日②）	0.121～0.133
類似企業比較分析	0.077～0.166
DCF分析	0.072～0.158

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本吸収合併の合併比率の分析に際し、ユニーグループHD若しくは当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、ユニーグループHD及び当社の財務予測に関する情報については、ユニーグループHD及び当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、ユニーグループHD又は当社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレーの分析は、平成27年10月13日までの上記情報を反映したものであります。

## 第2号議案 当社と株式会社サークルKサンクスとの吸収分割契約承認の件

当社とユニグループHDの完全子会社であるサークルKサンクスは、平成28年2月3日に、平成28年9月1日に予定しております本吸収合併の効力発生を条件として行う、本吸収合併後の当社（以下「統合会社」といいます。）を吸収分割会社、サークルKサンクスを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関する吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。つきましては、本吸収分割契約のご承認をお願いいたしたく存じます。本吸収分割を行う理由、本吸収分割契約の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

なお、本吸収分割の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本吸収合併の効力が発生することを条件として、平成28年9月1日（予定）に生ずることといたします。

### 1. 本吸収分割を行う理由

本経営統合後、統合会社は、CVS事業において国内最大規模の店舗網を有することとなります。本吸収分割によって、当社のCVS事業とサークルKサンクスのCVS事業を統合することで、業界トップクラスの事業基盤を構築し、更なるスケール・メリットやシナジーを追求してまいります。また、国内での事業を拡大する一方で、アジアを中心とした新興国においても、これまで両社が国内で培ったCVSのノウハウを共有・結集し、より一層の強化を図ってまいります。

さらに、本吸収分割によって持株会社体制に移行することにより、持株会社である統合会社がグループ全体の経営方針を決定し、持株会社傘下の各事業会社は、当該方針に沿った迅速かつ効率的な事業運営を行うことで、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

## 2. 本吸収分割契約の内容

当社とサークルKサンクスが平成28年2月3日付で締結した本吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

### 吸収分割契約書（写）

株式会社ファミリーマート（以下「甲」という。）及び株式会社サークルKサンクス（以下「乙」という。）は、甲が営むコンビニエンスストア（以下「CVS」という。）のフランチャイズシステムによるCVS事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、平成28年2月3日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本吸収分割の当事者）

1. 甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、効力発生日（第5条に定義する。）をもって甲が営むCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する本承継対象権利義務（第2条第1項に定義する。）の一切を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。
2. 甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次のとおりである。
  - (1) 吸収分割会社  
(商号) 株式会社ファミリーマート（平成28年9月1日付で「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社」に商号変更予定。）  
(住所) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
  - (2) 吸収分割承継会社  
(商号) 株式会社サークルKサンクス（平成28年9月1日付で「株式会社ファミリーマート」に商号変更予定。）  
(住所) 愛知県稲沢市天池五反田町1番地（平成28年9月1日付で本店所在地を「東京都豊島区東池袋三丁目1番1号」に変更予定。）

#### 第2条（承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 乙が本吸収分割により甲から承継する義務については、全て乙が免責的に引き受ける。

### 第3条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割により、乙の普通株式100株を発行し、その全てを甲に対して交付する。

### 第4条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年9月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。

### 第7条（効力発生の条件）

本吸収分割は、効力発生日において、甲及びユニーグループ・ホールディングス株式会社との平成28年2月3日付吸収合併契約書（以下「本吸収合併契約書」という。）に基づく、甲を吸収合併存続会社、ユニーグループ・ホールディングス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力が発生していることを条件として、その効力を生ずるものとする。

### 第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降も、本承継対象事業について、乙に対して一切の競業禁止義務を負わない。

### 第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認を得られなかったとき、又は、本吸収合併契約書第5条に定める甲若しくはユニーグループ・ホールディングス株式会社の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月3日

甲：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 中山 勇 印

乙：愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
株式会社サークルKサンクス  
代表取締役社長 竹内 修一 印



## 承継権利義務等明細表

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生日において甲の有する本承継対象事業に属する次の権利義務とする。

## 1. 資産

## (1) 流動資産

現金及び預金、有価証券、加盟店貸勘定、商品、前払費用、未収入金、立替金、差入保証金その他一切の流動資産（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

## (2) 固定資産

建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、土地、投資有価証券、差入保証金その他一切の固定資産（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

## 2. 負債

## (1) 流動負債

買掛金、加盟店借勘定、リース債務、未払金、未払費用、預り金その他一切の流動負債（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

## (2) 固定負債

リース債務、退職給付引当金、資産除去債務、預り敷金その他一切の固定負債（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

### 3. 雇用契約等

#### (1) 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において甲に在籍している従業員との契約の一切（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業に所属する従業員との契約を除く。）

#### (2) 労働協約

本吸収分割の効力発生日において甲がファミリーマートユニオンとの間で締結している労働協約の一切

### 4. 知的財産権

本承継対象事業に属する特許、商標、意匠、著作等の知的財産に関する権利を含む一切（但し、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に係る商標その他甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く）

### 5. 雇用契約以外の契約

本承継対象事業に関して甲が締結した売買契約、フランチャイズ契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

### 6. 許認可等

本承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能であるものの一切（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

### 3. 会社法施行規則第183条各号に定める内容の概要

#### (1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

##### ①本吸収分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

当社は、本吸収分割契約に基づき、平成28年9月1日を効力発生日として、当社が営むCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業に関して有する権利義務をサークルKサンクスに承継させることとし、サークルKサンクスは、本吸収分割の対価として、普通株式100株を発行し、その全てを統合会社に交付することといたしました。

本吸収分割に際して、統合会社に対して交付されるサークルKサンクスの普通株式100株については、吸収分割承継会社であるサークルKサンクスが、本吸収分割の効力発生日において、吸収分割会社である統合会社の100%子会社であり、本吸収分割に際して、サークルKサンクスが新たに発行する普通株式のみを統合会社に交付するため、当社とサークルKサンクスとで協議のうえ、交付株式数を決定したものであり、相当であると判断しております。

##### ②吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により、サークルKサンクスの資本金及び準備金の額は増加しません。この取扱いは、当社及びサークルKサンクスの財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

#### (2) 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

#### (3) 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

##### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

〔株主総会参考書類別冊〕株式会社サークルKサンクスの最終事業年度に係る計算書類等の内容に記載のとおりです。なお、サークルKサンクスの最終事業年度に係る個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.family.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び上記別冊には記載しておりません。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号）  
当社及びユニーグループHDは、当社を吸収合併存続会社、ユニーグループHDを吸収合併消滅会社とする本吸収合併契約を平成28年2月3日付で締結し、その効力は平成28年9月1日に発生する予定です。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、第2号議案に記載のとおり、平成28年9月1日（予定）をもって、統合会社が営むCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業に関して有する権利義務をサークルKサンクス（平成28年9月1日付で「株式会社ファミリーマート」に商号変更予定。）に承継させ、各事業会社を支配又は管理することを目的とする持株会社へ移行いたします。

かかる経営体制の変更に伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更を行うものであります。

なお、かかる定款一部変更の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本吸収合併及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（平成28年9月1日予定）に生ずることといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当会社の商号は、株式会社ファミリーマートと称し、英文で表示する場合は、<u>FamilyMart Co., Ltd.</u>とする。</p> <p>(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>食料品、衣料品、家庭用品、日用品雑貨、身の回り品、電気機械器具、写真機械器具材料、石油製品、娯楽用品、運動具、喫煙具、玩具、化粧品、種子類、植物、動物その他の百貨の販売並びにこれらに関連する物品の製造・加工・卸売・輸出入及び賃貸</u></p>	<p>(商 号) 第1条 当会社は、<u>ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社</u>と称し、英文で表示する場合は、<u>FamilyMart UNY Holdings Co., Ltd.</u>とする。</p> <p>(目 的) 第2条 当会社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）</u>、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u>その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>1. <u>フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア等の経営及びコンサルタント事業</u> 2. <u>百貨小売業その他商業及びこれに関連する商品の製造、加工、委託及び卸売業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 茶、コーヒー、ココアその他の飲料水及び氷の販売</p> <p>3. 農業、牧畜業、水産業及び林業並びに農産物、畜産物、水産物及び林産物の加工及び販売</p> <p>4. 書籍、新聞、美術品、美術工芸品、民芸品及び趣味用切手の販売及び賃貸</p> <p>5. 酒類、塩、たばこ、米穀及び古物の販売</p> <p>6. 切手、葉書及び収入印紙の販売</p> <p>7. 医薬品、動物医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、農薬、肥料、飼料、度量衡器、医療用具及び計量器の製造並びに販売</p> <p>8. 自動車、自動車附属品、自転車及び自転車附属品の販売、賃貸及び輸出入</p> <p>9. 薬局、旅館、ホテル、飲食店、学習塾、文化教室、スポーツ施設、ガソリンスタンド及び駐車場の経営</p> <p>10. 写真業、クリーニング業、広告代理業、一般旅行業、国内旅行業及び旅行業代理店業</p> <p>11. 貨物自動車運送事業、自動車解体事業及び自動車整備事業</p> <p>12. 建築一式工事、内装仕上工事及び造園工事の設計並びに施工</p> <p>13. 不動産の売買、賃貸、管理、これらの代理又は仲介並びに鑑定</p> <p>14. 店舗、店舗設備器具、商品陳列器具及びこれらの部品の売買並びに賃貸</p> <p>15. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</p> <p>16. 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介並びに割賦販売法に基づくクレジットカード取扱業</p> <p>17. 銀行代理業</p> <p>18. 出版業</p> <p>19. 宅配便、便利屋、クリーニング及びチケット販売等の委託取次業</p> <p>20. カタログ通信販売業</p>	<p>3. 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、乳製品、食料油脂、調味料、茶、コーヒー、ココア、飲料水、酒精含有飲料、氷その他飲食品の製造、加工、仕入、卸売及び販売業</p> <p>4. 塩、たばこ、郵便切手類、葉書及び印紙の販売並びに穀物類の加工及び販売業</p> <p>5. 酒類の販売業</p> <p>6. 衣料品及び寝具類の販売業</p> <p>7. 装身具、毛皮製品、はき物、雨具類、かばん及び袋物類の販売業</p> <p>8. 時計、眼鏡、貴金属、宝石及び喫煙具の販売業</p> <p>9. 食品用折箱、包装用品及び容器の販売業</p> <p>10. 台所用品及び日用雑貨品の製造、加工、卸売及び販売業</p> <p>11. 家庭用電気製品、通信機器、家具調度品、屋内装飾品、照明器具、精密機器、清掃器具、工作用機器及び建設機械の製造、加工、卸売及び販売業</p> <p>12. 娯楽用品、玩具、運動具、楽器、レコード及びテープの製造、加工、卸売及び販売業</p> <p>13. 紙類、文房具類、事務用機械器具及び教育資材の販売業</p> <p>14. 美術品及び銃砲刀剣類の販売及び修理業</p> <p>15. 医薬品、医薬部外品、医療用具、薬剤、医薬補助品、化粧品、化学工業薬品、ガス類、福祉用具、介護用品及び衛生用品並びに計量器の販売業</p> <p>16. 自動車、自転車その他車両及びこれらの部品の販売並びに解体業、整備業、自動車リース業、輸出入及びレンタカー業</p> <p>17. 光学機械器具及び写真機械器具材料の販売業</p> <p>18. 種子類、植物、動物、飼料、肥料、青果物、穀物の生産資材（ビニールハウス鉄骨資材・マルチトンネル等のビニール用品を含む）、園芸用材料、建築資材の生産、仕入及び販売業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>21. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集処理及び販売並びに各種情報提供サービス業</p> <p>22. 流通業及びコンビニエンスストアに関する研究・研修並びに印刷物の発行</p> <p>23. コンピューターソフトウェアの製造、売買、賃貸及び輸出入</p> <p>24. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</p> <p>25. 労働者派遣事業及び職業紹介事業</p> <p>26. 当せん金付証票法に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づくスポーツ振興投票券の売捌</p> <p>27. 公共料金、公租公課等の代行収納業務</p> <p>28. 温室効果ガス排出権の取引</p> <p>29. 発電及び電気の供給</p> <p>30. 前各号に掲げる各種物品小売業及びサービス業に対する技術援助・指導並びに投資に関する事業</p> <p>31. 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント事業</p> <p>32. 現金自動預入支払機の導入、設置並びにそれらに係る事務委任業務</p> <p>33. 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>19. 前各号の物品の配達、レンタル及び輸出入業</p> <p>20. 書籍、雑誌、新聞等の印刷物、電子出版物(電子出版用の電子データを含む)及び映画の企画、開発、製作、輸出入、売買、賃貸の媒介及び賃貸</p> <p>21. 映像又は音声を録画又は録音したディープイディー、シーディーロム、コンパクトディスク、ビデオテープ、レコード及び音楽テープ等の録音物並びにデジタルデータ(インターネットを利用して受信することができる映像、音声又は画像ファイルデータを含む)の企画、開発、製作、輸出入、売買、賃貸の媒介及び賃貸</p> <p>22. 各種イベント、講演会、セミナー等の企画、制作、運用及び管理に関する業務</p> <p>23. 青果物、穀物の栽培技術及び流通技術の開発並びに普及</p> <p>24. 障害者を対象とする建物、施設及び設備の研究及び企画開発並びにコンサルタント事業</p> <p>25. 訪問販売業及び通信販売業</p> <p>26. 古物営業</p> <p>27. 薬局及び診療所の経営</p> <p>28. 飲食店、興行場、遊技場、映画館、旅館、ホテル、温泉浴場施設、別荘、サービス付き高齢者向け住宅、プレイガイド、スポーツ施設、エステティックサロン、リラクゼーションサロン、マッサージ店、あん摩マッサージ指圧の施術所、文化教室、学習塾、結婚式場、展示会場、葬儀会場、駐車場及びガソリンスタンドの経営、所有、管理、運営並びに賃貸借</p> <p>29. インターネットホームページ等を媒体とする仮想店舗の経営</p> <p>30. 給食事業及び配食事業サービス事業</p> <p>31. 造園業、農業、林業、水産業及び家畜飼育業</p> <p>32. 揮発油、灯油、潤滑油その他石油製品の販売業及びこれらの製品の販売施設に係る事務委任業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>33. <u>写真業、印刷・複写業、クリーニング業、棚卸業、塵芥収集業、理容業及び美容業</u></p> <p>34. <u>海外商取引の代理並びに輸出入及びその代理業</u></p> <p>35. <u>一般乗用旅客自動車運送業、自動車の運転代行業、貨物自動車運送業及びこれらに関する幹旋業、旅行業、旅行代理店業並びに自動車教習所の紹介</u></p> <p>36. <u>流通業及びコンビニエンスストアに関する研究、研修、広告宣伝及び印刷物の発行</u></p> <p>37. <u>広告宣伝業、広告宣伝の情報媒体の販売業及び広告代理店業</u></p> <p>38. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業等の通信及び情報処理に関する業務</u></p> <p>39. <u>カタログ通信販売業、物品の輸送及び保管に関する業務、宅配便の委託取次業務並びにクリーニング業法に基づく洗濯物の受取及び引渡業務</u></p> <p>40. <u>各種商品及び売場のデザインに関わる開発、研究、販売並びに開発及び研究の受託</u></p> <p>41. <u>インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、保管、処理及び販売並びに各種情報提供サービス</u></p> <p>42. <u>前号以外の商品及びサービスに関する情報の提供</u></p> <p>43. <u>コンピューターハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器の開発、販売、輸出入及び賃貸並びにその取次業</u></p> <p>44. <u>ポイントカードの発行及び管理並びに商品券、ギフト券、プリペイドカード及びその他の前払式決済手段の発行及び販売</u></p> <p>45. <u>各種チケット、当せん金付証票法に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づくスポーツ振興投票券等の売捌及び取次業</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
	<p>46. 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益の取得、譲渡、管理、賃貸並びにその代行業務</p> <p>47. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業及び生命保険募集業、その他保険媒介代理業、保険サービス業</p> <p>48. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、鑑定、建設、造成及び修理に関する業務</p> <p>49. 厨房・店舗設備、給水・排水設備、空調設備、自動販売機、什器備品その他動産の売買、賃貸、鑑定及び修理に関する業務</p> <p>50. 建築並びに土木の設計監理及び施工</p> <p>51. 室内及び屋外の装飾・設備工事並びに建設業</p> <p>52. 市街地開発の企画、立案及び施行</p> <p>53. 店舗の企画開発及び運営管理業務委託</p> <p>54. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証並びにクレジットカード取扱業、ローン提携販売に対する融資並びに割賦購入の斡旋その他金融商品取引業</p> <p>55. 金銭の清算代行業務、公共料金及び公租公課等の収納代行業務並びに戸籍、住民票及び印鑑証明書等の交付に関する事務</p> <p>56. 金銭債権買取業務及び資産運用及び管理並びに企業リスクマネジメントに関する総合コンサルタント事業</p> <p>57. 現金自動預入支払機の導入、設置、運行、保守、管理並びにそれらに係る事務委任業務</p> <p>58. 各種企業の技術援助、経営指導、業務受託並びに投資及び出資</p> <p>59. 市場調査の企画・実施及び企画・実施の受託</p> <p>60. 経営情報の調査・研究及び調査・研究の受託</p> <p>61. 事業及びシステムの調査、企画、設計、開発及び販売</p> <p>62. 各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業、コンサルタント事業及びリース業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第37条（条文省略）</p>	<p>63. <u>空気環境調和設備、汚水処理施設、その他建物及び関連設備の維持管理業務、建築物の清掃及び除雪作業</u></p> <p>64. <u>産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理業及び運搬処理業</u></p> <p>65. <u>事務所、店舗、倉庫、工場、寮及び住宅等の建物並びにその附属設備に対する警備の請負</u></p> <p>66. <u>商品、有価証券及び貨幣等の輸送警備の請負</u></p> <p>67. <u>人の来集を目的とする場所における、人及び商品に対する保安警備並びに駐車場管理等の請負</u></p> <p>68. <u>個人及び企業の信用調査の請負</u></p> <p>69. <u>駐車場管理機器、警備用機械器具、防犯、防火、防災及び安全に関する設備、機器、システム等の開発、製造、販売並びに運営に関する業務及びリース業</u></p> <p>70. <u>一般及び特定労働者派遣事業並びに職業紹介事業</u></p> <p>71. <u>タレントの斡旋、養成及びマネジメント並びにプロモート業務</u></p> <p>72. <u>介護業務及び家事代行サービス業</u></p> <p>73. <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業及び同法に基づくその他の事業</u></p> <p>74. <u>電子マネー、電子チケット及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理</u></p> <p>75. <u>銀行代理業、外国為替取引業及び両替業</u></p> <p>76. <u>温室効果ガス排出権の取引</u></p> <p>77. <u>発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業</u></p> <p>78. <u>電気自動車への充電サービス</u></p> <p>79. <u>前各号に付帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>② <u>当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯する事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第37条（現行どおり）</p>

## 第4号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、候補者のうち本多利範氏、小坂雅章氏、和田昭則氏、小松崎行彦氏、玉巻裕章及び澤田貴司氏は、第1号議案及び第2号議案に係る本吸収合併及び本吸収分割の効力発生日の前日（平成28年8月31日予定）をもって辞任する予定です。

**1** <sup>うえだ</sup>上田 <sup>じゅんじ</sup>準二（昭和21年12月27日生）

再任

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	平成14年 3月	当社代表取締役社長
平成11年 5月	同社食料部門長補佐（兼）CVS事業部長	平成25年 1月	当社代表取締役会長（現職）
平成12年 9月	当社執行役員		
平成13年 5月	当社常務取締役		

### ■ 所有する当社の株式数

8,400株

### ■ 取締役候補者とした理由

上田準二氏は、当社代表取締役に就任して以来、長年にわたり、強いリーダーシップに基づき当社を牽引し、業界内における強固な地位を確立するなど、企業価値の向上に尽力してまいりました。また、取締役会の議長を務めるなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

## 2 なか やま いさむ 中山 勇 (昭和32年10月12日生)

再任

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	平成25年 1月	当社社長執行役員
平成16年 4月	同社油脂部長	平成25年 5月	当社代表取締役社長（現職）
平成22年 4月	同社執行役員食料カンパニープレジデント補佐		
平成24年 4月	同社常務執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント（兼）食糧部門長		

### ■ 所有する当社の株式数

4,300株

### ■ 取締役候補者とした理由

中山勇氏は、当社代表取締役社長に就任して以来、強いリーダーシップに基づき当社の経営を統括し、中長期的な経営戦略を構築するなど、企業価値の向上に尽力してまいりました。また、他社での豊富な業務経験に基づき多くの成果を上げるなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

### 3 <sup>かとう</sup>加藤 <sup>としお</sup>利夫 (昭和36年3月2日生)

再任

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 3月	当社入社	平成23年 3月	当社常務取締役常務執行役員総合企画部長（兼）経営企画室長
平成12年 9月	当社業務本部店舗運営業務部長代行	平成27年 3月	当社取締役専務執行役員営業本部長（兼）システム本部長、お客様相談室管掌、加盟店相談室管掌（現職）
平成15年 3月	当社執行役員北関東ディストリクト部長		
平成19年 5月	当社取締役常務執行役員オペレーション本部長、お客様相談室管掌、加盟店相談室管掌		

#### ■ 所有する当社の株式数

2,500株

#### ■ 取締役候補者とした理由

加藤利夫氏は、長年にわたり、当社のディストリクト部長、総合企画部長、営業本部長、システム本部長等を歴任するとともに、お客様へのサービス向上、加盟店のSQCを中心とした営業力強化に基づく施策を積極的に推進するなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

## 4 本多 利範 (昭和24年3月5日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4月 株式会社大和証券入社  
 平成 8年 1月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役食品本部長  
 平成10年 4月 ロッテグループ常務取締役  
 平成16年 5月 株式会社スギ薬局専務取締役  
 平成17年 5月 ラオックス株式会社代表取締役社長  
 平成21年12月 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン代表取締役社長  
 平成22年 3月 当社常務執行役員 a m p m 事業・統合本部事業統合推進部長  
 平成27年 3月 当社専務執行役員商品本部長 (兼) 物流・品質管理本部長 (兼) 中食構造改革委員長 (兼) 物流構造改革委員長

平成27年 5月 当社取締役専務執行役員商品本部長 (兼) 物流・品質管理本部長 (兼) 中食構造改革委員長 (兼) 物流構造改革委員長  
 平成28年 3月 当社取締役専務執行役員商品本部長 (兼) 物流・品質管理本部長 (兼) 海外AFC商品推進部長 (兼) 中食構造改革委員長 (現職)

### 重要な兼職の状況

株式会社クリアウォーター津南代表取締役社長

### 所有する当社の株式数

800株

### 取締役候補者とした理由

本多利範氏は、多数の会社役員を歴任した豊富な業務経験を背景として、当社の商品本部長、物流・品質管理本部長等を務めるとともに、商品・物流の構造改革を積極的に推進するなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

5

こ さか  
小坂まさ あき  
雅章

(昭和37年1月23日生)

再任

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 3月 当社入社

平成13年 3月 当社営業企画本部営業企画部長

平成15年 3月 当社執行役員総合企画部営業企画室長

平成21年 5月 当社取締役常務執行役員  
FAMIMA CORPORATION President

平成24年 3月 当社常務取締役常務執行役員海外事業本部長

平成27年 3月 当社取締役常務執行役員海外事業本部長

平成27年 9月 当社取締役常務執行役員海外事業本部長（兼）海外事業部長（現職）

#### 重要な兼職の状況

株式会社ファミリーマート・チャイナ・ホールディング代表取締役社長

#### ■ 所有する当社の株式数

2,600株

#### ■ 取締役候補者とした理由

小坂雅章氏は、長年にわたり、当社の海外現地法人の代表者、海外事業本部長等を歴任するとともに、海外での店舗展開及び海外パートナーとの連携強化等に注力するなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

## 6 わだ和田 あきのり昭則 (昭和35年1月2日生)

再任

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 6月	当社入社	平成24年 3月	当社常務取締役常務執行役員開発本部長
平成12年 9月	当社関西リージョン開発推進担当部長	平成27年 3月	当社取締役常務執行役員開発本部長（現職）
平成15年 3月	当社執行役員中国・四国ディストリクト部長		
平成21年 5月	当社取締役常務執行役員開発本部長		

### ■ 所有する当社の株式数

4,100株

### ■ 取締役候補者とした理由

和田昭則氏は、長年にわたり、当社の開発業務に従事し、ディストリクト部長、開発本部長等を歴任するとともに、国内店舗網の拡大、多種多様な業態との提携等を積極的に推進するなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。



### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 新日本製鐵株式会社入社

平成19年 3月 株式会社レックス・ホールディングス代表取締役社長

平成22年 7月 同社相談役

平成22年10月 当社常務執行役員管理本部長補佐

平成23年 5月 当社取締役常務執行役員管理本部長補佐

平成24年 3月 当社常務取締役常務執行役員管理本部長補佐

平成27年 3月 当社取締役常務執行役員総合企画部長（兼）コスト構造改革委員長

平成27年11月 当社取締役常務執行役員総合企画部長（兼）プロジェクト推進室長（兼）コスト構造改革委員長（現職）

### ■ 所有する当社の株式数

1,400株

### ■ 取締役候補者とした理由

小松崎行彦氏は、他社での豊富な業務経験を背景として、当社の管理本部において実績を重ねるとともに、総合企画部長として種々のプロジェクトを積極的に推進し、経営戦略の実現を図るなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

8

たま まき  
玉巻ひろ あき  
裕章

(昭和31年7月9日生)

再任

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月 伊藤忠商事株式会社入社

平成22年 4月 同社執行役員繊維原料・テキスタイル部門長

平成23年 4月 当社常務執行役員総合企画部担当役員

平成23年 5月 当社取締役常務執行役員総合企画部担当役員

平成24年 3月 当社常務取締役常務執行役員総合企画部担当役員

平成27年 3月 当社取締役常務執行役員新規事業開発本部長（現職）

## ■ 重要な兼職の状況

ポケットカード株式会社社外取締役

## ■ 所有する当社の株式数

2,300株

## ■ 取締役候補者とした理由

玉巻裕章氏は、他社での豊富な業務経験を背景として、当社の総合企画部担当役員、新規事業開発本部長等を務めるとともに、様々な新規事業を立案し、その推進を積極的に図るなど、取締役としての職責を果たしていることから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月 伊藤忠商事株式会社入社

平成10年11月 株式会社ファーストリテイリング  
取締役副社長

平成15年 2月 株式会社キアコン設立  
同社代表取締役社長

平成17年10月 株式会社リヴァンプ設立  
同社代表取締役社長（兼）CEO

平成28年 3月 当社顧問（現職）

平成28年 4月 株式会社リヴァンプ代表取締役会長

平成28年 5月 同社取締役会長（現職）

## ■ 重要な兼職の状況

株式会社リヴァンプ取締役会長

## ■ 所有する当社の株式数

一株

## ■ 取締役候補者とした理由

澤田貴司氏は、他社において、化学品営業、流通プロジェクト等に従事するとともに、小売業及び経営コンサルタント会社の経営者を歴任されております。それらの企業経営者等としての豊富な業務経験と小売業に関する高い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待し、取締役候補者とするものであります。

**10** なか で くに ひろ  
**中出 邦弘** (昭和32年12月23日生)

新任

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	平成24年 4月	同社執行役員経理部長代行
平成18年 5月	同社CFO室長	平成27年 4月	同社常務執行役員経理部長
平成22年 5月	同社繊維カンパニーチーフ フィナンシャル オフィサー	平成28年 5月	当社顧問 (現職)
平成23年 4月	同社繊維カンパニーCFO・CIO		

## ■ 所有する当社の株式数

一株

## ■ 取締役候補者とした理由

中出邦弘氏は、他社において、長年にわたり経理、財務に関する業務に従事するとともに、経理部長等を歴任されております。それらの豊富な業務経験と経理、財務分野に関する高い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待し、取締役候補者とするものであります。

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 5月 Peat Marwick Mitchell & Co.  
(現KPMG LLP) ニューヨーク事務  
所入所  
平成 2年 7月 同所監査部門パートナー  
平成 6年 7月 KPMGコーポレートファイナンス  
株式会社代表取締役  
平成14年10月 神戸大学大学院経営学研究科客員  
教授 (現職)  
平成16年 4月 GCA株式会社 (現GCAサヴィアン  
株式会社) 設立 同社代表取締役

平成17年 9月 一橋大学法科大学院 (ロースク  
ール) 客員教員  
平成18年10月 国際評価基準委員会(International  
Valuation Standards Council)  
評議委員  
平成20年 3月 GCAサヴィアングループ株式会社  
(現GCAサヴィアン株式会社) 設立  
同社代表取締役CEO (現職)

### 重要な兼職の状況

GCAサヴィアン株式会社代表取締役CEO  
神戸大学大学院経営学研究科客員教授  
クオリカプス株式会社社外取締役  
マルホ株式会社社外取締役

### ■ 所有する当社の株式数

一株

### ■ 社外取締役候補者とした理由

渡辺章博氏は、社外取締役候補者であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。同氏は、国内外企業の経営統合をはじめとするM&A案件等に多数従事するとともに、国内外企業の社外役員等を歴任されており、それらの豊富な経験とM&A及び会計の専門家 (日本、米国公認会計士) 並びに上場企業の経営者としての高い見識に基づく有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

### ■ その他社外取締役候補者に関する特記事項

渡辺章博氏が社外取締役に選任された場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

- .....
- (注) 1. 本多利範氏は、当社の連結子会社である株式会社クリアウォーター津南の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間には、商品製造委託等の取引関係があります。
2. 小坂雅章氏は、当社の連結子会社である株式会社ファミリーマート・チャイナ・ホールディングの代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間には、ライセンスの付与等の取引関係があります。
3. 渡辺章博氏は、GCAサヴィアン株式会社の代表取締役CEOを兼務しており、当社と当社との間には、コンサルティング業務委託の取引関係があります。
4. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 吸収合併及び吸収分割に伴う取締役4名選任の件

本吸収合併及び本吸収分割に伴い新たに就任することとなる社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本吸収合併及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（平成28年9月1日予定）に生ずることといたします。

**1** <sup>さ</sup> <sup>こ</sup> <sup>のり</sup> <sup>お</sup>  
佐古 則男（昭和32年7月16日生）

新任

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 3月 ユニー株式会社（現ユニグループ・ホールディングス株式会社）  
入社

平成18年 5月 同社執行役員

平成20年 5月 同社取締役執行役員

平成23年 5月 同社常務取締役常務執行役員

平成24年 5月 同社専務取締役専務執行役員

平成25年 2月 同社取締役

平成27年 3月 同社代表取締役社長（現職）

### 重要な兼職の状況

ユニグループ・ホールディングス株式会社代表

取締役社長

ユニ株式会社代表取締役社長

### ■ 所有する当社の株式数

一株

### ■ 取締役候補者とした理由

佐古則男氏は、ユニグループ・ホールディングス株式会社において代表取締役社長を務めており、強いリーダーシップに基づき同社の経営を統括し、中長期的な経営戦略を構築するなど、企業価値の向上に尽力されております。企業経営者としての経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待するとともに、ユニグループ・ホールディングス株式会社との経営統合後の当社の経営に欠かせない人材であると判断し、取締役候補者とするものであります。

## 2 <sup>こし</sup> <sup>だ</sup> 越田 <sup>じ</sup> <sup>ろう</sup> 次郎 (昭和29年12月20日生)

新任

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 3月 ユニー株式会社（現ユニーグループ・ホールディングス株式会社）  
入社

平成18年 5月 同社執行役員

平成21年 5月 同社取締役執行役員

平成23年 5月 同社常務取締役常務執行役員

平成24年 5月 同社専務取締役専務執行役員

平成25年 2月 同社専務取締役最高財務責任者  
(CFO)

平成26年 5月 同社取締役専務執行役員最高財務  
責任者 (CFO)

平成27年 3月 同社取締役専務執行役員

平成27年 5月 同社取締役専務執行役員  
秘書・広報IR・経理財務担当（現  
職）

### 重要な兼職の状況

ユニーグループ・ホールディングス株式会社  
取締役専務執行役員秘書・広報IR・経理財務担当  
株式会社サークルKサンクス取締役  
株式会社さが美社外取締役  
株式会社UCS社外取締役  
株式会社パレモ取締役

### ■ 所有する当社の株式数

－株

### ■ 取締役候補者とした理由

越田次郎氏は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社において取締役専務執行役員を務めており、長年にわたり経理、財務に関する業務に従事されております。それらの豊富な業務経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待するとともに、ユニーグループ・ホールディングス株式会社との経営統合後の当社の経営に欠かせない人材であると判断し、取締役候補者とするものであります。



### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 元年 6月 サークルケイ・ジャパン株式会社  
(現株式会社サークルKサンクス)  
入社

平成20年 3月 同社執行役員第四地域本部長

平成22年 5月 同社取締役営業本部長

平成25年 2月 ユニーグループ・ホールディング  
ス株式会社取締役グループ戦略本  
部長 (兼) 店舗開発担当部長

平成26年 5月 同社取締役執行役員グループ戦略  
本部長 (兼) 店舗開発担当部長

平成28年 2月 同社取締役執行役員グループ戦略  
本部長 (兼) 経営企画部長 (現職)

### 重要な兼職の状況

ユニーグループ・ホールディングス株式会社  
取締役執行役員グループ戦略本部長 (兼) 経営  
企画部長

### ■ 所有する当社の株式数

一株

### ■ 取締役候補者とした理由

高橋順氏は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社において取締役執行役員グループ戦略本部長を務めており、総合小売事業、コンビニエンスストア事業等のグループ事業戦略の策定、実行に関する業務に従事されております。それらの豊富な業務経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待するとともに、ユニーグループ・ホールディングス株式会社との経営統合後の当社の経営に欠かせない人材であると判断し、取締役候補者とするものであります。

## 4 <sup>さ えき たかし</sup> 佐伯 卓 (昭和26年6月14日生)

新任

社外取締役候補者

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年 4月 東邦瓦斯株式会社入社  
 平成16年 6月 同社取締役  
 平成18年 6月 同社取締役常務執行役員  
 平成20年 6月 同社代表取締役社長社長執行役員  
 平成24年 6月 同社代表取締役会長（現職）

### ■ 重要な兼職の状況

東邦瓦斯株式会社代表取締役会長  
 ユニグループ・ホールディングス株式会社社外取締役  
 東海旅客鉄道株式会社社外取締役  
 株式会社大垣共立銀行社外監査役  
 愛知時計電機株式会社社外監査役

### ■ 所有する当社の株式数

一株

### ■ 社外取締役候補者とした理由

佐伯卓氏は、社外取締役候補者であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏は、他社の代表取締役会長及びユニグループ・ホールディングス株式会社等の社外取締役を務めており、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

### ■ その他社外取締役候補者に関する特記事項

佐伯卓氏が社外取締役に選任された場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります

- .....
- (注) 1. 越田次郎氏は、株式会社サークルKサンクスの取締役を兼務しており、当社と同社との間には、商品共同開発及び店舗における用度品の共同調達の取引関係があります。  
 2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第6号議案 監査役1名選任の件

監査役田辺則紀氏は、本総会終結の時をもって辞任され、監査役舘岡信太郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

ば ば やす ひろ  
馬場 康弘 (昭和31年5月25日生)

新任

社外監査役候補者

### ■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 伊藤忠商事株式会社入社

平成19年 5月 同社経理部長代行

平成20年 5月 伊藤忠インターナショナル会社

C F O

平成23年 4月 伊藤忠商事株式会社審議役

平成24年 5月 同社審議役統合リスクマネジメン

ト部長代行

平成26年 4月 同社審議役統合リスクマネジメン  
ト部長 (現職)

### ■ 所有する当社の株式数

200株

### ■ 社外監査役候補者とした理由

馬場康弘氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、他社において、長年にわたり経理、財務等に関する業務に従事されており、それらの豊富な業務経験と経理、財務等の分野に関する高い見識に基づき当社の経営を厳格に監査していただくことを期待し、社外監査役候補者とするものであります。

なお、同氏は、会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注) 馬場康弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第7号議案 吸収合併及び吸収分割に伴う監査役2名選任の件

本吸収合併及び本吸収分割に伴い新たに就任することとなる監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本吸収合併及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（平成28年9月1日予定）に生ずることといたします。

**1** <sup>いとう</sup>伊藤 <sup>あきら</sup>章（昭和32年3月15日生）

新任

### ■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和54年 3月 株式会社ユースストア入社

平成24年 5月 同社常勤監査役（現職）

平成19年 5月 同社取締役

平成20年 8月 ユニー株式会社（現ユニーグループ・ホールディングス株式会社）  
執行役員営業統括本部ユースストア  
営業本部東営業部長

### 重要な兼職の状況

ユニーグループ・ホールディングス株式会社常勤  
監査役  
ユニー株式会社監査役  
株式会社パレモ社外監査役

平成21年 2月 同社執行役員営業統括本部ピアゴ  
営業本部中京南営業部長

平成22年 2月 同社執行役員営業統括本部ピアゴ  
営業本部中京中営業部長

### ■ 所有する当社の株式数

－株

### ■ 監査役候補者とした理由

伊藤章氏は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社において常勤監査役を務めており、また、総合小売事業等について豊富な業務経験と高い見識を有されております。それらの豊富な業務経験と高い見識に基づき当社の経営を厳格に監査していただくことを期待し、監査役候補者とするものであります。

2

なん や  
南谷

なお たか  
直毅

(昭和40年3月11日生)

新任

社外監査役候補者

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成5年4月 弁護士登録（現職）

平成11年9月 南谷法律事務所開設（現職）

重要な兼職の状況

ユニーグループ・ホールディングス株式会社社外  
監査役

株式会社サークルKサンクス監査役

CKD株式会社社外監査役

■ 所有する当社の株式数

－株

■ 社外監査役候補者とした理由

南谷直毅氏は、社外監査役候補者であり、金融商品取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。同氏は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社において社外監査役を務めており、また、法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有されております。それらの豊富な経験と高い見識に基づき当社の経営を厳格に監査していただくことを期待し、社外監査役候補者とするものであります。

なお、同氏は、社外取締役又は監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ その他社外監査役候補者に関する特記事項

南谷直毅氏が社外監査役に選任された場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

.....  
(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第8号議案 役員退職慰労金の支給時期変更の件

当社は、平成23年5月26日開催の第30期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金の打切り支給につきまして、その支給時期を「各取締役の退任時」としてご承認いただき、今日に至っておりますが、かかる打切り支給の対象となる取締役上田準二、加藤利夫、小坂雅章及び和田昭則の各氏に係る打切り支給の支給時期につきまして、本吸収合併後の当社である統合会社（ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に商号変更予定）及び本吸収分割後のサークルKサンクス（株式会社ファミリーマートに商号変更予定）の両社の取締役を退任した時へと変更いたしたく存じます。

なお、かかる退職慰労金の支給時期変更の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、本吸収合併及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、それらの効力発生日（平成28年9月1日予定）に生ずることといたします。

以 上



# 株式会社ファミリーマート 株主総会会場ご案内図

**開催日時** 平成28年5月26日（木曜日）午前10時

**開催場所** ホテルメトロポリタン 3階「富士」  
東京都豊島区西池袋一丁目6番1号

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



## 交通のご案内

### 池袋駅

JR ●山手線 ●埼京線 東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線  
●西武池袋線 ●東武東上線

- 1 南口より徒歩約3分
- 3 西口より徒歩約4分

- 2 JR線メトロポリタン口より徒歩約2分
- 4 副都心線2a出口より徒歩約6分